

8. よくある質問コーナー

【1】年金に関する質問

(1) 退職前後の手続きに関すること

Q 01	定年(60歳)より前に退職を考えています。年金の手続きは、何をすればいいですか。	手続き
------	--	-----

公立学校共済組合大阪支部 年金グループに「退職(予定)者カード」の提出をお願いします。(郵送・通送またはFAX可)

後日、年金グループから氏名や住所などを印字した「退職届書(共済組合提出用)」と履歴書(様式)を送付します。

履歴書は、各教育委員会に提出してください。「退職届書(共済組合提出用)」は、退職日以降に公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。

【年金担当】 P. 7、P. 11、P. 12 参照

Q 02	定年(60歳)退職後に、再任用のフルタイム勤務を予定しています。共済組合から送られてきた「年金手続きのしおり」と一緒に「退職届書」が同封されていましたが、提出が必要ですか。	手続き
------	--	-----

再任用のフルタイム勤務であれば、引き続いて共済組合の組合員となりますので、「退職届書」の提出は不要です。

再任用フルタイム勤務を終了する前に、「退職(予定)者カード」を年金グループに提出して、その旨を知らせてください。必要な手続き書類を送付します。

【年金担当】 P. 6、P. 8 参照

Q 03	履歴書は教育委員会へ提出しました。共済組合からも用紙が送られてきましたが、同じものを共済組合にも提出しなければなりませんか。	手続き
------	--	-----

教育委員会へ提出した履歴書は、教育委員会が証明して退職後に共済組合に回送されてきます。別途作成する必要はありません。

【年金担当】 P. 11 参照

Q 04	再就職先に「基礎年金番号通知書の写し」を提出しなければなりません。共済組合でも「基礎年金番号通知書」の再発行はできますか。	手続き
------	---	-----

基礎年金番号は日本年金機構で付番しており、再交付申請は年金事務所(P.20 参照)となります。共済組合では基礎年金番号通知書の再交付はできませんのでご注意ください。

なお、公立学校共済組合が送付する「ねんきん定期便」には、基礎年金番号が印字していますので、提出書類として受付できるか再就職先に確認してください。

【年金担当】 P. 17～20 参照

(2) 退職後、国民年金の加入に関すること

Q 05	60歳で定年退職後、4月1日から他の会社に就職します。扶養している60歳未満の配偶者がいますが、国民年金に加入して保険料を納める必要がありますか。	制度
------	---	----

ご本人（65歳未満）が雇用先で厚生年金に加入する場合、配偶者を健康保険の扶養家族に入れることで、再び国民年金第3号被保険者となります。

国民年金第3号被保険者であれば、別途保険料を納める必要はありません。

【資格担当】 P. 67 参照

Q 06	59歳で3月に退職します。5月2日の誕生日で60歳になりますが、国民年金にはいつまで加入しないといけませんか。	制度 手続き
------	---	-----------

20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります。

年齢については、法律で誕生日の前日に1歳加算することとされているため、5月1日に60歳に到達します。したがって、5月以降は60歳に達しているため、加入する必要はありません。

なお、5月1日生まれの方は、4月30日に60歳となり、4月以降は加入不要となります。

（ただし、老齢基礎年金を満額受給するためには、国民年金に40年加入（納付）する必要があるため、60歳以上でも国民年金の任意加入が認められています。

再就職の予定がなく、任意加入を希望する場合、最寄りの年金事務所にご相談ください。）

【年金担当】 P. 24. 10 参照

Q 07	55歳で3月に退職します。同い年の配偶者が会社員なので、健康保険の扶養に入って国民年金第3号被保険者になれば、保険料を納める必要がないですよね。	制度
------	--	----

そのとおりです。国民年金の第3号被保険者は、ご自身で保険料を納付する必要はありません。これは、配偶者が加入している被用者年金制度の機関（日本年金機構や共済組合など）が基礎年金拠出金として毎年度負担しているためです。

ただし、健保組合によって、所得の取り扱いに違いがあります。扶養の可否については、配偶者が加入する健保組合に確認してください。

なお、あなたが60歳になる前に配偶者が会社を辞めた場合、2人とも国民年金第1号被保険者として60歳になるまで国民年金の保険料を納める必要があります。

【参考】国民年金の1か月あたりの保険料：16,610円（令和3年度）

【年金担当】 P. 10、67 参照

(3) 年金額（見込み額など）に関すること

Q 08	年金の見込み額がわかりますか。	制度
------	-----------------	----

将来の受給する年金額については、「ねんきん定期便」にて確認いただけます。

「ねんきん定期便」は、毎年、誕生月の月末に送付され、共済組合以外の期間に係る年金額についても掲載されています。

ただし、60歳以上で公的年金に加入していない場合や既に年金が決定している場合等は送付されません。

なお、退職等年金給付（年金払い退職給付）の見込み額については、「ねんきん定期便」には掲載されていません。別途お送りしている「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」により算出してください。

【年金担当】 P. 17～18 参照

Q 09	繰上げ請求して年金が減額になった場合、遺族厚生年金の額も減りますか。	制度
------	------------------------------------	----

繰上げ請求して年金が減額になっても、遺族厚生年金の算定には影響ありません。

また、老齢厚生年金を66歳以降に繰下げ請求して年金が増額されても、遺族厚生年金は増額されません。

【年金担当】 P. 30～31、P. 38 参照

Q 10	18歳から働いています。今年63歳で年金の受給権が発生しますが、長期在職者の特例は適用されますか。	制度 手続き
------	---	-----------

長期在職者特例については、①及び②に該当することが必要です。

- ① 公務員厚年（国共済厚生年金（第2号）と地共済厚生年金（第3号）の合算）のみで、44年以上の加入期間があること。
- ② 厚生年金制度（第1号から第4号）に加入していないこと。

したがって、民間でお勤めされた期間を含めて44年に達する場合や、請求時に働いていて厚生年金制度に加入している場合は、長期在職者特例の適用を受けることはできません。

なお、年金請求時に長期在職者特例の適用外であった方が、65歳までに長期在職者特例の適用要件を満たすことになった場合は、共済組合に申し出てください。

【年金担当】 P. 29 参照

(4) 年金の請求に関すること

Q 11	私は64歳から年金がもらえます。請求書はいつ頃送られてきますか。	手続き
------	----------------------------------	-----

64歳になる前に、年金請求書が自宅に届きます。

請求書は直前に加入していた実施機関（公立学校共済組合や日本年金機構など）からの送付となり、送付元や加入状況で配付時期が異なります。

(例) 60歳の退職後に勤務していない方の年金請求書は、公立学校共済組合本部が誕生月の2か月前に自宅へ送付する一方、組合員として在職中の方の請求書は、各都道府県の支部に回送します。

したがって、受給権発生時に組合員（大学教員や再任用フルタイム勤務等）の方には、公立学校共済組合大阪支部から誕生月の前月頃に送付しています。

【年金担当】 P. 13 参照

Q 12	教員になる（公立学校共済組合に加入）前、民間企業に勤めた経験があります。年金の請求手続きはどうすればいいですか。	手続き
------	--	-----

被用者年金制度の一元化により、厚生年金の請求はワンストップサービスとなりました。受給権発生年齢の直前に加入していた実施機関から請求書類が送付され、一か所に提出するとすべての厚生年金加入期間の請求を同時に行うこととなります。

ただし、女性の場合は、民間企業勤務での一般厚生年金（第1号厚生年金）の受給権発生年齢が、地共済厚生年金（第3号厚生年金）より早くなっています。この場合、先に一般厚生年金（第1号厚生年金）の年金だけを請求し、後で教員分の地共済厚生年金（第3号厚生年金）の年金を請求することとなります。

【年金担当】 P. 13 参照

Q 13	年金請求書に雇用保険被保険者証の添付が必要となっていますが、公務員は雇用保険に加入しているのでしょうか。	手続き
------	--	-----

基本的に定年退職までは加入していませんが、後の再任用制度では雇用保険が適用されます。再任用で勤務する方は「雇用保険被保険者証」を受け取ったら大切に保管してください。

また、公立大学法人（大阪市立大学、大阪府立大学）で勤務している方は、雇用保険の適用を受けています。

【年金担当】 P. 14, 70 参照

Q 14	請求した年金は、民間（一般厚生年金）と公務員共済（地共済厚生年金）に加入した分が合算して支給されるのですか。	制度
------	--	----

ワンストップサービスにより請求書の受付は1か所になりますが、年金の裁定及び支給については、それぞれの厚生年金実施機関が従前どおり別々に行います。

つまり、民間も公務員も同じ厚生年金となりましたが、年金証書は別々に作成され、支給も別々に行われます。

【年金担当】 P. 23、P. 13 参照

(5) 再就職による年金の支給停止に関すること

Q 15	再就職して厚生年金に加入するので、年金が一部支給停止になりそうです。どうせ支給停止になるのなら、請求しないでおいとくほうが得になりませんか。	制度
------	--	----

65歳まで支給される「特別支給の老齢厚生年金」に繰下げの制度はありません。
仮に請求していない場合、請求した時点で、受給権発生時に遡って支給（給料との支給停止も遡って調整します。）されるだけで、増額されることはありません。
なお、年金は直近5年分は遡及して支給されますが、5年を超過した分は時効により支給されなくなりますので注意してください。

【年金担当】 P. 25、P. 39～40 参照

Q 16	再任用でフルタイム勤務をしている間は、年金が支給停止になるらしいですが、その停止になった分は、後から支給されますか。	制度
------	--	----

支給停止計算によって支給停止された年金は、収入が高いことによる支給抑制になりますので、後で支給されるものではありません。
ただし、その加入期間は、その期間と給料に応じて年金額に加算されます。
ついては、フルタイム勤務をやめる際に退職改定請求をしていただくこととなります。

【年金担当】 P. 39～42 参照

(6) 年金の繰下げ請求に関すること

Q 17	繰下げ請求を考えていますが手続きを教えてください。	手続き
------	---------------------------	-----

65歳までに支給される「特別支給の老齢厚生年金」に繰下げの制度はありませんが、65歳からの老齢厚生年金は75歳まで繰り下げることができます。
65歳になる直前に、年金請求書（老齢厚生年金）をお送りしますので、繰下げ（待機）の手続きをし、66歳以降に年金請求を行ってください。請求書受付月の翌月分からの適用となりますので、年金を請求する1～2か月前に請求書を取り寄せてください。なお繰下げ期間中に退職される場合は、「退職届書」の提出も必要です。

【年金担当】 P. 31 参照

Q 18	繰下げ請求を考えていますが、加給年金対象者がいる場合の注意点はありますか。	制度
------	---------------------------------------	----

65歳以降、在職中であっても老齢厚生年金が一部支給となる方は、加給年金額が全額支給されますが（配偶者の場合 32,540/月程度（令和3年度））、繰下げをした場合、その間は加給年金額が支給されず、老齢厚生年金受給後も、繰下げをしていた期間分の加給年金額は追給されません。
また、加給年金額は繰下げ加算額の対象にはならないため、増額することはありません。その結果、繰下げをしたことにより受給できる年金額が少なくなることがあります。

【年金担当】 P. 28、P. 31 参照

(7) 障害厚生年金に関すること

Q 19	在職中に病気（又はけが）をしましたが、退職後でも障害厚生年金を請求することはできますか。	制度
------	--	----

支給要件を満たしていれば退職後でも請求できます。

【年金担当】 P. 36～37 参照

Q 20	身体障害者手帳で□級になりました。障害厚生年金は請求できますか。	制度
------	----------------------------------	----

障害者手帳の等級と障害厚生年金の等級とは関連性がありません。障害者手帳は1級～7級に区分されているのに対し、障害厚生年金は1級～3級の区分です。

日常生活を送る上で困難が生じたり、働き続けることが辛く感じるような場合、障害厚生年金の申請をご検討ください。

【年金担当】 P. 36～37 参照

Q 21	障害厚生年金は、どのくらいの年金額がもらえますか。	制度
------	---------------------------	----

障害厚生年金の算定は、障害認定日※となる年月日や障害等級によって年金額が変わってきますので、決定前の試算ができません。

1～2級に認定されると共済組合が支給する障害厚生年金に加え、日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。障害基礎年金は、1級が976,126円、2級が780,900円です。（令和3年度）

※初診日から1年6か月経過した日 及びそれに相当する日

【年金担当】 P. 36～37 参照

Q 22	障害厚生年金は在職中でも支給されるのですか。	制度
------	------------------------	----

障害給付については、在職中でも支給されますが、公務員共済に加入している場合は職域相当部分（経過的職域加算）の全額が支給停止となります。

【年金担当】

Q 23	老齢厚生年金の請求書が届きましたが、現在、障害厚生年金を受給しています。このまま障害厚生年金を受給するつもりなので、老齢厚生年金の請求はしなくてもいいですか。	制度 手続き
------	---	-----------

公的年金制度は一人一年金の原則のため、受給する年金を選択し、もう一方の年金は停止されますが、その選択は将来に向かって変更することができます。

障害状態の変動（重くなったり軽くなったり）を考慮すれば、現在受給するつもりはなくても、請求しておく必要があります。

【年金担当】 P. 44 参照

(8) 遺族厚生年金に関すること

Q 24	私が亡くなったら、配偶者（妻）にどのくらいの遺族厚生年金が支給されますか。	制度
------	---------------------------------------	----

老齢厚生年金の4分の3が目安です。（支給要件を満たすことが必要）

ただし、遺族厚生年金の請求者が65歳以上であれば、請求者自身が受給している老齢厚生年金を優先します。遺族厚生年金の額が老齢厚生年金を上回った場合に、その差額が支給されます。（①-②>0円のときに差額が支給）

（例）遺族厚生年金の支給イメージ

(亡)受給者	{	老齢厚生年金	165万円	→	遺族厚生年金	<u>123万円(算定)①</u>
				(3/4)		
		老齢基礎年金	75万円	→	消滅	
65歳以上の 配偶者(妻)	{	老齢厚生年金	<u>50万円②</u>			
		老齢基礎年金	75万円			
		遺族厚生年金	<u>73万円</u>			
				:	$123-50=73$ (支給)	(①-②)

また、遺族厚生年金の請求者が65歳未満で、自身が受給している老齢厚生年金がある場合は、老齢厚生年金か遺族厚生年金のいずれか一方を選んで受給します。

（①か②のどちらか一方を受給）

【年金担当】 P.38 参照

【2】任意継続組合員(掛金)に関する質問

Q 25 国民健康保険と任意継続組合員、どちらの保険料が安いですか。

保険料は、1年目と2年目で状況が異なります。

【保険料の算出について】

任意継続組合員 … 退職時の標準報酬月額を元に算出

国民健康保険 … 前年の所得等を元に算出(計算方法は、市区町村により異なります)

1年目は、任意継続掛金の方が一般的に安くなる傾向があります。退職直後は、国民健康保険の保険料の算出の元となる前年の所得が高いためです。

2年目は、退職によって前年の所得が下がるため、国民健康保険の方が安くなる可能性があります。一方、任意継続掛金は、1年目とほぼ同額となります。

なお、1年目は任意継続組合員、2年目は国民健康保険に加入することも可能です。

具体的な国民健康保険の保険料は、お住まいの市区町村の担当課にご確認ください。

【経理担当】 P. 58、P. 61 参照

Q 26 国民健康保険と比較して、任意継続組合員のメリットはありますか。

大きな違いは、公立学校共済組合の附加給付制度です。1つの保険医療機関等(入院、外来別)で、1か月間に支払った医療費の一部負担金(窓口負担額)が25,000円を超えた場合に、その超えた金額が還付されます。(自動給付)

また、一部を除き、現職時とほぼ同様の短期給付が受けられます。

【医療担当】 P. 63、P. 65 参照

Q 27 配偶者が公立学校共済組合の任意継続組合員となっています。私が退職後に被扶養者として認定を受けることはできますか。

任意継続組合員の場合、一定の条件を満たせば被扶養者としての認定を受けることができます。その際、追加の掛金のお支払いは必要ありません。

それに対して、国民健康保険には「扶養家族」という考え方が無く、世帯の人数や所得に応じた保険料を支払う必要があります。

【資格担当】

Q 28 任意継続掛金を前納した場合、どのくらい割引されますか。

○平均標準報酬月額：410,000円(上限)、○年齢：40～65歳、○申出：事前申出

上記条件で令和3年度の率を適用し、1年間分の掛金額を試算した場合をお示しします。

月額：410,000 × 84.2/1,000 + 410,000 × 17.8/1,000 = 41,820円

【毎月払い】 501,840円(41,820円 × 12回) 割引なし

【年一括払い】 491,321円(491,321円 × 1回) 割引額 10,519円

【半年払い】 496,138円(248,069円 × 2回) 割引額 5,702円

【経理担当】 P. 58～59参照

Q 29

退職後、数日を空けて臨時的任用職員に採用されます。任意継続組合員に加入する必要がありますか。

令和2年4月1日から、地方公務員法の改正により、同一の任命権者による任用が退職後9日以内に行われる場合は、事実上の任用期間が中断することなく存続していると判断され、組合員資格は喪失しないものとして取り扱われることとなりました。(任命権者については P.50 をご覧ください。)

組合員資格が喪失しない場合に該当するときは、採用されるまでの期間について任意継続組合員に申出する必要はありません。

反対に、組合員資格を喪失することとなる場合(同一の任命権者において10日以上空けて任用されるとき及び空白の日数に関わらず異なる任命権者に任用されるとき)については、採用されるまでの期間について、任意継続組合員の加入資格を満たしていれば申出することができます。(加入資格については P.55 をご覧ください。)

ただし、任意継続組合員となったのちに、臨時的任用職員としても加入資格を得るときは、任意継続組合員の資格喪失手続きをとる必要があり、任意継続組合員証の返納も必要となります。一度任意継続組合員の資格を喪失すると、再度加入資格を得るためには、1年と1日以上引き続き組合員期間が必要です。

また、任意継続組合員資格を取得した月に、資格喪失した場合については、該当月分の掛金は還付されません。

【資格担当】 P.50、P.55 参照

【3】貸付金に関する質問

Q 30

貸付を利用していますが、退職後、再任用フルタイムで勤務する予定です。引き続き定期償還を続けることはできますか。

退職後、再任用フルタイムや臨時的任用職員で勤務される場合でも、定期償還を続けることはできません。未償還元利金がある方は退職手当から控除します。

なお、再任用フルタイム勤務や臨時的任用職員で共済組合加入の方が利用できる貸付は、原則、発令されている任用期限内に償還が完了する特別貸付のみです。

【貸付担当】 P.67 参照

【4】福祉事業に関する質問

Q 31

任意継続組合員も健診事業(人間ドック)に申込みできますか。

半日ドックに申込みできます。ただし、自己負担額は現職時と異なり16,000円です。申込期間は4月中の予定ですので、申込期限にご注意ください。申込書等は4月に支部ホームページに掲載します。(任意継続組合員証と一緒に届く「厚生事業のしおり」内でもご案内しますので、ご確認ください。)

応募多数の場合は、抽選になります。また、脳ドック、女性検診、配偶者健診の申込みはできません。

【健康・福祉担当】 P.62 参照

Q 32

福祉保険制度（ファミリー年金）に加入していますが、退職に伴って手続きが必要ですか。

退職後も継続してご加入いただけますので、脱退のご意思がない場合は、お手続きは不要です（自動更新）。

脱退をご希望の場合は、退職後の 7 月頃にご自宅へ届くご案内でお手続きください。原則、10 月末日での脱退となります。

【健康・福祉担当】 P.68 参照

Q 33

退職後も宿泊施設利用時に補助を受けられますか。

現職時と同様の大阪支部からの利用補助はございません。ただし、共済組合が運営する施設は、「宿泊施設特別利用者証」を提示すれば一般料金より有利な組合員料金でご利用になれます。

【健康・福祉担当】 P.69 参照

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, starting below the 'MEMO' header and extending across the page.



コーヘーくん

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.